

令和7年11月より、村職員の ノーネクタイ・ノージャケット等の 働きやすい服装での勤務を実施 します。

東秩父村では、これまで節電等の地球温暖化対策及び気温等に合わせた業務能率向上対策の一環として、5月から10月までを「クールビズ」期間として、職員の軽装勤務（ノーネクタイ・ノージャケット等）に取り組んでまいりました。

また、環境省においては、令和3年度からクールビズ及びウォームビズ期間を一律に呼びかけることをやめ、気候等に合わせて各人が判断することとし、通年で働きやすい服装での勤務を推奨しています。

つきましては、SDGs推進のための省エネルギー対策として、また働き方改革の一環としても、職員のノーネクタイ等の動きやすい服装での通年勤務を実施いたします。

《次の点に留意しながら、実施します。》

- ・職員自らの判断に基づき、通年でノーネクタイ等での勤務を行います。
- ・公務員として品位を損なわない、節度ある服装とします。
- ・式典への出席等、社会通念上必要と判断される場においてはネクタイ等を着用します。

総務課